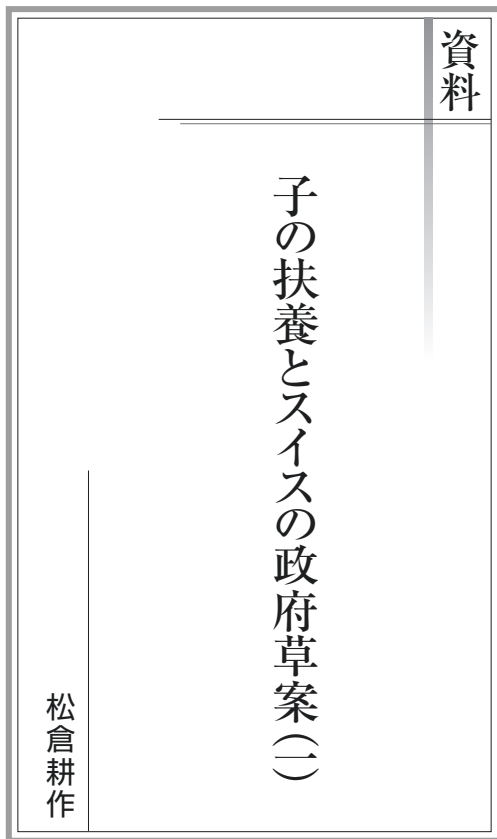




目次

- 1 はじめに
- 2 政府草案
- 3 現行規定（以上、本号）
- 4 現行法の概要

1 はじめに

本稿は、民法のうち「子の扶養」に係わる規定を改正する政府草案の条文訳と、現行法の概要を、ごく簡単に紹介することを目的としている。

今後の執筆予定として、13年政府草案についての概要説明は、法律が制定されてから行いたいと希望している。まもなく改正されるであろうから、である。もっとも、13年政府草案についても、本稿でごく簡単な概要説明を、添えて

いる。

少し補足すれば、後述する第一次草案を紹介したおりに、改正の方向性などについて素描している。それと本稿とを並行して読んでいただければ、一層理解が得やすいであろう。

ところで、政府草案「解説」Botschaftは、連邦・大統領の名で、2013年11月29日づけで公表されている。後学のため扱われている項目を示しておこう。現行法について（前掲解説，538頁以下），現行法に対する批判（同540頁以下），政府草案の成立まで（同544頁以下），提案の骨子（同550頁以下），比較法（同567頁），個々の規定の説明（同571頁以下），などである。

本稿で引用する文献は，下記のごとくである。

- ①現行法 現行規定については，後述3を参照されたい。
- ②第一次草案 本稿で対象とする政府草案の前に第一次草案が存在する（後述(2)を参照）。
- ③政府草案 本稿で対象とする草案である。本稿では，政府草案という表現が2つ登場する。

まずは2000年に公表された，「現行法へ改正にさいする」政府草案である。これについて，筆者の手になる邦訳が存在する。拙稿「スイス法における親子関係の効力（2）」南山法学23巻4号101頁以下。連載中の同号で「扶養義務」を扱っている。念のために付記すれば，ここで述べられている見解ないし記述が，立法者の見解と扱われる。以下では，拙訳「法案」116頁，のように引用する。

他方，「2013年政府草案」が存在する。これが本稿の対象である。今回の法律改正に向けて提示された草案である。これについては，後掲(1)で簡潔に述べている。

(1) 13年政府草案

本稿で用いた政府草案の原典資料は，2013年11月29日づけ連邦政府が公表したポートシャフト（連邦官報2014年529頁以下），である。先に述べ

たように、ここでの記述が立法者の見解と扱われるゆえ、比較法のレベルでも、利用価値が高い。

改正提案の理由について、第一次草案での提案と軌を一にしている。すなわち、2012年7月4日および同年11月7日づけプレスレビューによれば、子からの扶養請求権の強化、父母の立場から言えば、父母の共同責任を明確にする方向にある。子の地位の強化は、子の福祉を重視するという世界的動向に、扶養の面から改革しようとするものであろう。

改正の内容につき、抽象的には、つぎの理由をあげている（2012年11月7日づけメディア報告＝プレスレビューを参照）。①子の経済面での安定、②扶養面での強化は、未婚か既婚かという父母の民事身分にかかわりなく担保されるべきである、③子を現に監護・養育する父母の負担を軽減し、父母双方間での調整が可能とされるべきである。

（2）現行法を改正する第一次草案

この第一次草案は、政府草案に比べると比較法レベルでの価値はやや下がるかも知れないが、公式の立法資料である。その意味では、わが国で公表される「中間試案」とは、少し性格を異にしている。

ちなみに、今回の扶養法の改正に向けての第一次草案は、2012年7月（原典の資料では、日付の明示なし）に公表されている。さらに、それと並行して、恒例により、（第一次）草案についても解説が公表されている。第一次草案についての解説は、政府草案についてのそれと区別する意味で、「報告」Erläuternder Bericht と称され、草案と同じく2012年7月（日付の明示なし）に公表されている。後者は、電子版で48頁にわたっている（民法の扶養に係わる規定のみであれば、同32頁まで。その他に、関連する民事訴訟規則や管轄法にも言及されている）。

第一次草案についての邦語文献として、拙稿「スイス扶養法の一部改正について——2012年7月4日付け第一次草案——」本誌26号139頁以下、2013年、を参照されたい。現行法との違いにも

触れているので、「政府草案」の理解にも役立つであろう。

2 政府草案

凡令

①下記の邦訳では、改正提案のある部分のみを示している。補足して言えば、たとえば「条文のみだし」を明記していない部分は、改正の提案がないことを意味する。ちなみに、スイス民法では、条文の見出しは、各条に付いている。

②草案の条数が飛び飛びになっている。扶養に係わる領域にあっては、飛んでる規定は、改正されないことを意味する。他方、扶養以外の領域では、当該規定が、扶養法の改正に伴って、連動して改正されることを意味している。

③訳文中のかぎ括弧〔 〕内の語句は、筆者が補充したそれである。

④項の表記について 現行法では①のごとく表記しているが、改正案においては原典に近づけてアラビア数字で示している。

⑤アンダーラインを施した部分は、前掲・第一次草案と異なる部分である。さらに、各条ごと、第一次草案と異なる内容について、ごく簡単なコメントを付している。

第131条（Ⅳ．執行 1 費用取り立ての救助）

1 〔扶養〕義務者が扶養義務を履行しないときは、カントン法により定められた専門機関が、要請に基づいて、扶養請求の執行のさいに、適切な方法で、かつ通例は無償で、権利を有する者を助ける〔ものとする〕。

2 連邦内閣は、取り立て助力の履行について〔規程を〕定める。

〔訳者付記：第一次草案は、助けねばならない、という表現に近い〕

第131条 a （2 立替金）

1 扶養義務を負うものが、扶養義務に応じないときは、公法において、立替金の伝達について規程することを留保する。

2 市町村が付与のために扶養料を負担したときは、扶養請求権は、すべての権利とともに、〔当然に、立て替えた〕市町村に移行する。

〔第一次草案では、規定する、と断定的であったが、政府草案では、規定できる権限を明示するに留まる〕

第132条 (3 債務者への指示と担保の提供)

〔訳者注記：現行規定に比べて「見出し」のみの変更〕

第176条

1 共同世帯が廃止されたときは、裁判所は、一方配偶者の要求に基づいて、下記のことを〔行う〕：

1 配偶者の一人が他方配偶者および子に対して負担する金額を確定すること；

2 〔改正なし〕

〔筆者注記：1項の改正は、フランス語テキストのみにかかる〕

2 〔変更なし〕

第176条 a (4 執行 a 費用取り立ての救助)

取り立てについて、および立て替えについての〔本法の〕規定は、〔夫婦が〕離婚した場合の、および親子関係の効力のさいにも、適用する。

〔第一次に比べ 下線部を追加〕

第177条 (b 債務者への指示)

〔筆者注記：見出しのみの改正〕

〔筆者注記：以下、「扶養法」本来の規定である〕

第276条 (A 通則 I 対象と範囲)

1 扶養〔義務の履行〕は、養育、教育、金銭の給付によって行う。

2 父母は共同して、父母それぞれは、その能力に応じて、子の扶養について、とくに世話、教育、修業、子の保護の措置の費用を負担する。

〔第一次草案では、1項は現行に同じ2項は、表現が一新されている〕

第276条 a (II 未成年者に対する扶養義務の優先)

1 未成年の子に対する扶養義務は、他の家族法上の扶養義務に優先する。

2 正当な〔理由がある〕場合には、裁判所は、とくに扶養を求める権利を有する成年の子の不利益を避けるために、前項のルールを無視することができる。

〔2項は、政府草案で新設〕

第285条 (IV 扶養料の算定 1 父母の額)

1 扶養料は、子の必要、生活水準、父母の

給付能力に応じて〔決まるが〕；そのさいとくに子の財産、収入を考慮しなければならない。

2 扶養料は、両親または第三者による子の世話の補償・費用にも使用する。

3 扶養料は、事前に支払わなければならない。裁判所は、支払い期限を確定する。

〔2項は趣旨の変更がないかも知れないが、表現の変更がある。3項は「支払い」の期限止め維持した〕

第285条 a (2 その他の、子のために特定された給付)

1 扶養義務ある父母の一方に支払われる〔市町村などからの〕追加手当では、扶養料に加えて支払われなければならない。

2 社会保険年金および子の扶養のために決められている同様の給付は、裁判所が別段の決定をしていないかぎり、扶養料に加えて支払われなければならない。

3 扶養義務を負う父母の一方が、老齢または傷病保険に基づく、事後〔支払われる〕社会保険年金、または子の扶養のために決められている同様の給付は、労働収入に代えて取得したときは、前記の扶養義務者は、これらの額も子に支払わなければならない；従前からの扶養料は、この新たな給付〔金〕の限度で、法律により減少する。

〔趣旨が近い修正もあるが、3項は新設〕

第286条 (V 事情の変更 1 通則)

1 〔変更は、イタリア語テキストのみにかかる〕

2 現行のまらしい

第286条 a (2 赤字の場合)

1 子の扶養をカバーできる扶養料を確定できないとき、および、その後も扶養義務ある父母の〔経済〕状況が特別に改善されない旨が、承認された扶養契約において、または決定・判決において確定されたときは、そのような父母が、扶養料を負担していた最後の5年間に給付した〔扶養料の〕額が、子の扶養をカバーするのに不足する額を、子は請求することができる。

2 前項の請求〔権〕は、〔父母の経済状況

の〕特別な改善を知ったときから、1年以内に請求しなければならない。

3 このような扶養請求権は、父母の他の一方または市町村が負担した限度で、父母の他の一方または市町村に、すべての権利とともに移行する。

〔1項の修正は、趣旨の変更は殆どないように思われる。2項は第一次草案に比べ新設といえる。3項は第一次草案2項を修正・加筆〕

第287条

1 〔変更なし〕

2 〔変更は、イタリア語テキストのみにかわる〕

第287条 a (Ⅱ 扶養契約の内容)

扶養契約において扶養料が確定されたときは、その契約書において、下記のことを明示しなければならない：

- a. 父母それぞれの、および子それぞれの収入および財産から出された金額；
- b. 子のために費消された金額；
- c. 子各自の扶養のために負担された金額；
- d. 扶養料の出費額、およびそれが生活水準に適しているかどうか。

〔すべて、第1次にはなく、第1次草案から新設である〕。

第288条 (Ⅲ 和解・保障金の支払額)

〔訳者注記：変更は、見出しのみにかわる〕

〔第一次草案なし〕

第289条

1 扶養料を求める請求権は、子に帰属し、さらに裁判所が別段の決定をしていないかぎり、子が未成年の間は、その法定代理人または監護者への給付によって、〔支払いが〕行われる。

2 〔変更なし〕

〔第一次草案にはない〕

第290条 (Ⅱ 執行 1 費用取り立ての救助)

1 父または母が扶養義務を履行しないときは、カントンにより定められた専門機関が、請求に基づいて、執行のさいに、子および他方の父母に、適切な方法で、かつ無償で助力する。

2 連邦内閣は、取り立て支援について、規程を定める。

〔1項では、第一次に比べて、子ども保護官庁の語句が削除され、2項において、第一次では命令で規定するとしていたが、政府草案では、規定を定めると表現。趣旨同じ〕。

第295条

〔第一次草案では295条の改正予定があったが、政府草案では同条の改正予定はない〕

第329条

1 〔変更なし〕

1 bis 〔扶養義務ある父母が〕自身の子の世話のために収入獲得活動の制約に、扶養の不履行が起因するときは、その者に、支援を求めることができない。

〔訳者注記；bis という表現は、わが法流に言えば、1項の2、を意味する〕

〔第一次草案では、別居または離婚ののちと制約があったが、政府草案ではそれを削除〕

〔条文訳は、以上である〕

施行規則についての補記。結論のみ記しておこう。

1 施行規則、とくに従前法と新法との適用関係を定める規定（13条c, 13条c bis）がある。

① 改正のさいに認められていた、決定において確定されていた扶養額については、原則として、子の申立てに基づき、新法を適用する。

② 改正のさいに継続していた手続については、新法を適用する。

③ 本法の改正については、任意的レファランダムに服する。

④ 施行日は、連邦政府が決定する。

2 その他の法律の改正

① 債務法134条

② 民事手続法166条, 218条, 297条, 299条, 300条, 301条, 301条aほか多数。

③ 1977年6月24日づけ（裁判）管轄法

3 現行規定

1976年親子法が全面改正された当時のそれを示しておこう。

第2款 父母の扶養義務

第276条 (A 対象と範囲)

① 父母は、子を扶養しなければならない。教育、修業、子の保護措置に要する費用もこれに含まれる。

② 扶養は、養育によって、または子が父母の監護の下にいないときは、金銭給付〔の方法〕によって、これを行う。

③ 子が自己の労働収入またはその他の財産によって、子自身の生活費を支弁することが期待できるときは、その程度に応じて、父母は扶養義務を免れる。

第277条 (B 扶養期間)

① 父母の扶養義務は、子が成年に達するまで継続する。

② 子が成年に達したときに、いまだ修業中であるときは、一切の事情を考慮して、父母が子の扶養を継続することが期待できるかぎり、父母は、通常期間の修業が終結するまで、なお子を扶養しなければならない。

第278条 (C 父母が婚姻している場合)

① 婚姻している父母は、婚姻法の規定に従って、〔子の〕扶養費用を負担する。

② 〔子と継親関係にある〕各配偶者は、他方配偶者が婚姻前の子に対する扶養義務を履行するため、適切な方法で他方配偶者に協力しなければならない。

第279条 (D 扶養請求の訴え I 訴権と管轄)

① 子は、父または母に対して、将来および訴えを提起する前一年間の扶養〔費用〕の給付を訴求することができる。

② 〔前項の訴えについては〕原告または被告の住所地の裁判官が管轄権を有する。

③ 親子関係の確定、離婚および夫婦共同体の保護に関する裁判官の管轄は、このかぎりではない。

第280条 (II 手続)

① 各カントンは、扶養義務に関する争いについて、通常手続および迅速手続を定めなければ

ならない。

② 裁判官は、職権により鑑定を依頼し、自由に証拠を評価する。

③ 扶養請求の訴えは、父性確定の訴えと同時に、提起することができる。

第281条 (III 予防的措置 1 通則)

① 訴えが提起されたときは、原告の請求に基づいて、裁判官は、訴訟の継続期間中に備えて、必要な予防的措置を講じる。

② 親子関係が確定されたときは、被告は、相当な分担金を供託するか、または事前にこれを弁済しなければならない。

第282条 (2 父性の確定前 a 供託)

扶養請求の訴えが父性確定の訴えと同時に提起され、〔被告の〕父性が疎明されたときは、被告は、原告の請求に基づいて、判決の前に、分娩費用および母と子の扶養に要する相当な分担金を供託しなければならない。

第283条 (b 事前の弁済)

〔被告男性の〕父性が推定され、この推定が遅滞なく提出できる証拠によって排除されえないときは、被告は、原告の請求に基づいて、判決の前に、子の扶養に要する相当な分担金を給付しなければならない。

第284条 (c 管轄)

供託、事前弁済、供託分担金の支払い、および事前弁済金の返還については、当該訴えの判断につき管轄権を有する裁判官が、これを決定する。

第285条 (IV 扶養分担額の算定)

① 扶養分担額は、子の必要費および父母の生活程度や給付能力に応じて、その他、子の財産および収入を考慮しなければならない。

② 児童手当、社会保険年金、〔その他〕扶養義務者に帰属する、同様の給付は、裁判官が別段の決定をしないかぎり、扶養分担金にこれを付加して支払わねばならない。

③ 扶養分担額は、あらかじめ裁判官の決定した期日までに支払わなければならない。

第286条 (V 事情の変更)

① 子の必要費、父母の給付能力または生活費に変更を生じたときは、裁判官は、扶養分担

額の増減を命じることができる。

② 事情が著しく変更したときは、裁判官は、父母または子の申立に基づいて、扶養分担額を新たに決定するか、またはこれを免除することができる。

第287条（E 扶養義務についての契約 I 定期的給付）

① 扶養分担額に関する契約は、後見官庁の承認を得なければ、子に対しては、その効力を生じない。

② 契約上決定された扶養分担額は、これが後見監督官庁の承認を得て合意されたものでないかぎり、これを変更することができる。

③ 裁判手続きにおいて契約が締結されたときは、その承認については、裁判官がこれについて管轄権を有する。

第288条（II 協定）

① 子の利益に合致するかぎり、子の扶養に関して協定を〔締結〕することができる。

② 〔前項の〕合意は、〔下記の場合には〕子に対して効力を生ずる：

a 後見監督官庁、または裁判手続き中の〔契約〕締結の場合には、裁判官がその承認を与えたとき；

b 協定額が、協定のさいに指定された機関に納付されたとき。

第289条（F 履行 I 請求権者）

① 扶養分担金請求権は子に属し、子の法定代理人への給付によって行う。

② 前項の規定にもかかわらず、ゲマインベーゼンが扶養を行うときは、子の扶養請求権は、すべての権利とともに、ゲマインベーゼンに移転する。

第290条（II 執行 1 適切な助力）

父または母が義務を履行しないときは、後見官庁またはカントン法に定められたその他の機関は、他方配偶者の申立に基づいて、扶養請求の執行にさいして、適切な方法でかつ無償で助力しなければならない。

第291条（2 対する命令）

父母が子に対する要務を怠るときは、裁判官は、全部または一部の弁済を、子の法定代理人

へ給付するように命ずることができる。

第292条（III 担保の供与）

父母が扶養義務の履行を頑強に拒否するとき、または父母が施設へ逃避したり、子の財産を浪費ないし徒消する恐れがあるときは、裁判官は、将来の扶養分担に備えて、父母に対して相当な担保を供与させることができる。

第293条（G 公法）

① 公法は、親族の扶養義務〔に関する規定〕を留保して、父母および子のいずれもが、〔子の〕扶養費用を支弁することができないときは、扶養費用を負担すべき者を定める。

② その他に公法は、父母が〔子に対する〕扶養義務を履行しないときは、子の扶養のために、立替金の実施細則を定める。

第294条（H 養育父母）

① 養育父母は、相当な養育料を請求することができる。ただし、これと異なる合意あるとき、または特段の事情があるときは、このかぎりではない。

② 子が、近親者によって、または将来の養子縁組のために養育されているときは、〔それに要する養育料は〕無償と推定する。

第295条（J 未婚の母の請求権）

① 母は、遅くとも子の出生後一年内に、父性確定の訴えを管轄する裁判官のもとに、父またはその相続人を被告として、〔下記の〕賠償金を訴求することができる：

1 出産費用；

2 子の出生前少なくとも4週間、および子の出生後少なくとも8週間の扶養料；

3 子の最初の衣装を含めて、懐胎または出産により必要となった立替金。

② 以前に懐胎を終えているときでも、裁判官は、公平の見地から、賠償金の一部または全部の支払いを命じることができる。

③ 〔裁判官は〕事情により相当な範囲内で、法律または契約に基づき、母が請求権を有する第三者からの給付を、賠償金に算入することができる。

（つづく）